

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第55号

大和市民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出書等）

第7条 条例第30条第1項の届出書は、出産被保険者に係る国民健康保険税軽減届出書とする。

2 条例第30条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 出産予定日（出産後に届出を行う場合は、出産日）を確認することができる書類
- (2) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

別表中「第8条」を「第9条」に改め、同表に次のように加える。

第4号様式	出産被保険者に係る国民健康保険税軽減届出書	第7条
-------	-----------------------	-----

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。